

公益社団法人千葉県建築士事務所協会 ウェブサイト広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）のウェブサイトへの広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、各号に掲げる用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) ウェブサイト 本会が管理するウェブサイトをいう
- (2) バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへにリンクするものをいう

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載することができる広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの
- (4) 本会の趣旨にそぐわないと思われるもの
- (5) その他、本会が不相当であると判断するもの

(広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横350ピクセル以内
- (2) 形式 JPEG、PNG、GIF（アニメーション可）ファイル形式
- (3) 容量 30KB以内

(広告の掲載位置及び掲載期間)

第5条 広告を掲載する位置は本会が定めるところとする。

バナー広告 ウェブサイト内のホームページ

2 広告を掲載する期間は次の通りとする。

バナー広告 1年度単位（4月1日より翌年3月末）

(広告掲載者)

第6条 バナー広告を掲載できる者は、本会の正会員及び賛助会員でかつ会費を滞納していない者に限る。

(広告掲載の申込み)

広報委員会

第7条 広告掲載者は、本会事務局へウェブサイト広告掲載申込書を提出すること。

- 2 前項の申し込みを行う場合は「確約書」を同時に提出するものとする。
但しすでに提出済で記載事項に変更がない場合はこの限りではない

(広告掲載の決定)

第8条 本会は、第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定することとする。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果と共に掲載内容及び条件等について書面により広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は別紙広2に定めるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載者は、広告データ（以下「広告原稿」という。）を作成し、通知書で指定した日及び場所に電子メール等で提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(バナー広告内容等の変更)

第11条 本会は、バナー広告の内容デザイン及びリンク先ウェブサイトの内容等が第3条の規定に抵触していると判断した時は、広告掲載者に対してバナー広告の内容等の変更を求めることができる。

(バナー広告掲載決定の取消し)

第12条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに広告掲載の決定を取消すことができる

- (1) 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定の期日までに広告原稿の入稿がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき
- (4) その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき

- 2 前項各号の規定により広告掲載決定を取消した場合において、本会は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

- 2 広告掲載者は、前項の規定により広告の掲載を取下げるときは書面において本会に申し出なければならない。
- 3 本会は、前項の規定により広告掲載の取り下げがあった場合広告掲載料は返還しない。

広報委員会

(広告掲載料の返還)

第14条 本会は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告の掲載が行えなかったときは広告掲載者に広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載者の責務)

第15条 広告掲載者は、広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし第三者の権利の侵害及び財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告掲載者は、バナー広告のリンク先ウェブサイトのURLに変更があった場合速やかに本会に連絡するものとする。

附則

- 1 この要領は令和6年12月19日の理事会において承認され翌日から施行する。
- 2 この要領の改廃は理事会の議決を経て定める。

様式1

ウェブサイト広告掲載申込書

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

会長 様

公益社団法人千葉県建築士事務所協会のウェブサイトにはバナー広告を掲載したく申し込みをいたします。尚、下記の「掲載に際しての確認事項」については同意いたします。

担当者	申し込み年月日	年 月 日
	社名・所属	
	担当者	

※ 掲載に際しての確認事項

- 1 HPのバナー広告掲載は(公社)千葉県建築士事務所協会正会員・賛助会員のみといたします。
- 2 HPのバナー広告掲載料は、**年度間 5,500円**(税込)とします。(毎年度4月～翌年3月)
- 3 掲載いただくバナーは指定の規格とします。(広告掲載要領書を参照ください。)
- 4 年度内に掲載費の支払いがない場合はバナー広告の掲載を削除します。
(公社)千葉県建築士事務所協会 賛助会を退会した場合も同様とします。
- 5 支払い済み掲載料については返却いたしません。
- 6 本会の名誉を著しく毀損する行為があったと認められた場合は強制削除いたします。
- 7 本会指定の「確約書」未提出の場合は本申し込み書と同時に提出してください。

広告掲載者	社名			
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	HPアドレス			
	E-mail			
備考欄	年 月 日 入金(○ 済 ・ ○ 予定)			
		承認欄		事務局受付
年 月 日				
・承認	□ 広報委員長()		□ 広報委員担当者()	
・入金確認	□ 事務局担当者()			

振込先：銀行名 千葉銀行
支店名 県庁支店 口座種類 普通 口座番号 3149388
口座名 公益社団法人千葉県建築士事務所協会

確 約 書

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

会 長

様

年

月

日

住所：

商号又は名称：

氏名：

印

(本人署名の場合は押印省略)

1 弊社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
⑤総会屋、社会運動標ぼうゴロ ⑥特殊知能暴力集団
⑦暴力団員でなくなつてから5年を経過していないもの
⑧その他前各号に準ずる者

2 弊社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会勢力若しくは反社会勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会勢力等」という）と関係が無いことを表明、確約いたします。

3 弊社が反社会勢力等から不当介入を受けた場合の措置等について、弊社が下記のいずれかに該当する場合は、賛助会の退会（契約の解除等含む）等事務手続に対して一切の異議の申し立てを行いません。

イ 役員等（代表者が個人である場合にはその者を、代表者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が反社会勢力等の関係者であると認められるとき。

ロ 反社会勢力等の関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会勢力等の関係者を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、反社会勢力等の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が反社会勢力等の関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。